

法人の経営状況を説明する書類

(令和6年7月1日現在)

長浜市

注 掲載している表中において、端数処理(単位未満四捨五入)の関係で合計が一致しない場合がある。

はじめに

この書類は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、議会に経営状況を報告すべき法人の経営状況を報告するものである。

1 掲載法人

本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社で令和6年7月1日までに株主総会又は評議員会等が終了した法人

2 作成期日

令和6年7月1日現在で作成した。

3 地方公共団体による点検評価の結果

「6 地方公共団体による点検評価の結果」の評価は、各所管課が行っている。

なお、経営状況についての予備的診断における評価の欄は、「第三セクターに関する指針の改定について」（平成15年12月12日付総経第398号 総務省自治財政局長通知）の別記1に基づき記載している。

【参考】

○地方自治法（抄）

（予算の執行に関する長の調査権等）

第221条（前略）

3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（以下略）

（財政状況の公表等）

第243条の3（前略）

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（以下略）

○地方自治法施行令（抄）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(3) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

2 当該普通地方公共団体及び1又は2以上の前項第2号に掲げる法人（この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。

3 当該普通地方公共団体及び1又は2以上の第1項第2号に掲げる法人（前項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなす。

（以下略）

（法人の経営状況等を説明する書類）

第173条の2 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

（以下略）

○長浜市予算執行に係る市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号に規定する条例で定める長の調査等の対象となる法人の範囲は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。